

榛東村教育委員会による行事の共催及び後援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、榛東村教育委員会（以下「教育委員会」）が教育委員会以外の者が実施する教育関係行事及び社会体育行事の共催及び後援することに関し、必要な事項を定めることとする。これにより、榛東村民が自主独立的に行事運営を実施できるようにすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は以下の各号に定める。

(1) 行事 社会教育、学校教育又は体育に関する競技会、展覧会、講習会、講演会などの催しものをいう。

(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。

(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(共催及び後援を申請することができる団体)

第3条 教育委員会の共催及び後援（以下「共催等」）を申請できる団体は、次に掲げる団体とする。

(1) 学校教育関係団体 学校、教育研究所、教育関係の研究会又は同好会並びにその他の教育関係団体

(2) 社会教育関係団体 P T A、青少年団体、婦人団体、高齢者団体、文化保護団体及び文化協会

(3) 社会体育関係団体 体育協会、スポーツ協会、学校体育連盟及びスポーツ少年団

2 前項の団体以外の団体の申請については、その都度教育委員会で決定する。

(共催等を申請することができる行事等)

第4条 教育委員会の共催等を申請することができる事業等は、次の各号のすべてに該当する行事で、かつ、教育委員会が共同で執行することが必要と認められるものとする。

(1) 教育委員会の施策の推進に寄与すると認められるもの。

(2) 行事の遂行能力が十分であると認められる団体が主催するもの。

(3) 村の区域で開催されるもの。ただし、教育長が特に必要と認めたものはこの限りではない。

(4) 使用料金、参加料金、出展料金等の徴収を伴う行事にあつては、その額が適正であると認められるもの。

2 前項に掲げるもの以外にあつては、その都度教育委員会で決定する。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行事については、共催又は後援をしないものとする。

(1) 公序良俗に反するもの又はその他社会的な非難を受けるおそれがあると認められるもの。

(2) 特定の宗教的なものや政治的目的を有するもの。

(3) 営利を目的とするもの。

(共催等の要件)

第5条 共催を申請できる要件は、教育委員会、体育協会及び文化協会等が年度計画において予定した事業で、かつ、予算計上された行事とする。

2 後援を申請できる要件は、第1項以外の行事とする。

(共催等の方法)

第6条 教育委員会が実施する共催等の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 榛東村教育委員会の名義使用。

(2) 参加者募集等の案内状等の印刷。

(3) 行事の周知等の援助。

(4) その他必要と求められる事項。

2 教育委員会が実施する後援の内容は次に掲げる内容とする。

(1) 榛東村教育委員会の名義使用。

(申請の手続き)

第7条 教育委員会の共催等を申請しようとする者は、共催（後援）承認申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認すると決定したときは、共催（後援）承認決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知し、承認しないと決定したときは、共催（後援）不承認決定通知書（様式第3号）により、理由を付けて申請者に速やかに通知するものとする。なお、承認を決定した場合でも、教育委員会は申請者に対し、必要な条件及び負担を付けることができる。

(報告)

第8条 教育長は、必要があると認めるときは、行事の主催者に対し、行事实績報告書（様式第4号）の提出を求めることができる。

(承認の取消し)

第9条 教育長は、共催又は後援の承認をした行事が第3条に規定する基準に反するものであることが判明したときは、その承認を取消しできることとする。

2 教育長は、前項の規定により、共催又は後援の承認を取消したときは、共催（後援）承認取消通知書（様式第5号）により、申請者に通知することとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則（平成 31 年 2 月 20 日）
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 2 日）
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。